

練馬区区政改革推進会議設置要綱

平成27年 4 月 1 日

27練企企第10001号

(設置)

第1条 「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」(以下「ビジョン」という。)に基づき、区政改革の内容等を継続的に検討し、区長に提言するために、練馬区区政改革推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、区長の諮問に応じ、つぎに掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 新しい成熟都市に向けた区政改革の内容
- (2) 地方版総合戦略の効果検証のあり方
- (3) 前2号のほか、区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 推進会議の構成委員(以下「委員」という。)は、つぎのとおりとし、区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士、公認会計士、中小企業診断士等の資格を有する者または行政もしくは企業における実務経験を有する者
- (3) 一般公募による区民

2 前項第3号に規定する一般公募による区民の選考基準は、練馬区附属機関等の委員の公募に関する規則(平成23年3月練馬区規則第22号)第8条の規定に基づき、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から翌年3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長および副委員長)

第5条 推進会議に委員長を置き、委員の中から区長の指名によってこれを定める。

2 委員長は、推進会議を主宰し、推進会議を代表する。

3 推進会議に副委員長を置き、委員の中から委員長の指名によってこれを定める。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(謝礼)

第6条 委員に謝礼を支払う。

2 謝礼の額は、別に定める。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 推進会議の会議は、原則として公開とする。ただし、区長の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成14年3月14日練総情発第150号）第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、区政改革担当部区政改革担当課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、区政改革担当部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 練馬区行政改革推進会議設置要綱（平成18年4月27日18練企企第10004号）は、廃止する。